

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
精華町地域ケア会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精華町における高齢者等が安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域が抱える支援困難事例等への指導・助言を通じて当該高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことができるよう地域の関係者と連携を図りながら、包括的かつ継続的な支援を行うこと、及び個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化することを目的とする。

(所掌事務)

第2条 精華町地域ケア会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 地域包括支援ネットワークの構築
- (2) 地域の介護支援専門員の法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- (3) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
- (4) その他必要と認められる事項

(組織及び職務)

第3条 精華町地域ケア会議は、議長、副議長及び構成員をもって組織する。

- 2 議長は、精華町地域包括支援センター長をもって充て、会務を総理し、精華町地域ケア会議を代表する。
- 3 副議長は精華町地域包括支援センター職員をもって充て、議長を補佐し、議長が欠けたとき又は議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 構成員は、高齢者福祉に関係する精華町各課等、関係機関の職員等及び担当民生委員等をもって案件のつど組織する。

(会議)

第4条 精華町地域ケア会議は、議長が必要と認めたときに開催する。

- 2 会議の議事進行及び管理は議長が行う。
- 3 議長は必要があるときは、関係者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第5条 構成員は職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 精華町地域ケア会議に関する事務は、精華町地域包括支援センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。